

# 【個人向け】新型コロナウイルス感染症の支援・相談窓口一覧 ★印は本市独自の事業

※詳細は、お問い合わせください。

## ○助成金・支援金・補助金・給付金

名称	対象	問い合わせ(市外局番は048です)
住居確保給付金	離職・やむをえない休業等で家賃の支払いが困難な方	福祉相談課 ☎423-5082
ひとり親世帯臨時特別給付金	ひとり親の子育て世帯(所得制限あり)	こども未来課 ☎463-2834
★特別出産給付金	令和2年4月28日～12月31日に生まれたお子さんを育てている方など	健康づくり課 ☎465-8611
傷病手当金(会社等に勤めている方)	朝霞市国民健康保険・後期高齢者医療保険の被保険者で、感染または感染の疑いにより会社等を休んだ方	保険年金課 国民健康保険係 ☎463-0283 高齢者医療係 ☎463-1928
★傷病見舞金(自営業などの方)	朝霞市国民健康保険の被保険者で、自営業で新型コロナウイルス感染症に感染し、休業等となった方	
小学校等の臨時休業に対応する保護者支援(厚生労働省)	委託を受けて個人で仕事をする方	厚生労働省学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター ☎0120-60-3999
新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金	事業主の指示を受けて休業(休業手当の支払いなし)した中小企業の労働者	厚生労働省新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター ☎0120-221-276
高齢者のPCR検査費用の補助(2月1日～3月31日検査分)	本人の希望によりPCR検査を行う65歳以上の無症状の高齢者等	健康づくり課 ☎465-8611
★臨時特別定額給付金	国の特別定額給付金の対象者で、申請期限内に申請できずに死亡した方の市内在住(令和2年4月27日時点)の法定相続人	生活援護課 ☎463-8673

## ○貸付・融資

★福祉資金貸付	家計の維持が苦しい世帯	福祉相談課 ☎463-1594
特例緊急小口資金・特例総合支援資金		社会福祉協議会 ☎486-2478
★朝霞市奨学金制度	学費などに困っている学生など	教育管理課 ☎463-0793
埼玉県高等学校等奨学金制度		埼玉県教育局財務課授業料・奨学金担当 ☎830-6652
日本学生支援機構奨学金制度		日本学生支援機構奨学金相談センター ☎0570-666-301

## ○料金・税金等の納付の猶予・減免等

国民健康保険税の減免	税金・保険料を支払うことができない方	保険年金課 ☎463-0283
介護保険料の支払猶予・減免		長寿はつらつ課 ☎463-1952
後期高齢者医療保険料の徴収猶予・減免		保険年金課 ☎463-1928
国民年金保険料の免除		保険年金課 ☎463-0284
市税の納税猶予	税金を一時的に納付することが困難な方	収納課 ☎463-2023
県税の納税猶予		朝霞県税事務所 ☎463-1671
国税の納税猶予		関東信越国税局猶予相談センター ☎0120-948-249
水道料金・下水道使用料の支払猶予等	料金等を一時的に支払うことが困難な方	水道経営課 ☎462-3366
★証明書郵送請求時の返信送料の免除	証明書等を郵送請求された方	総合窓口課 ☎463-2605
★住民票・印鑑登録証明書の手数料免除	住民票・証明書等を発行された方	総合窓口課・朝霞駅前出張所・朝霞台出張所・内間木支所 ☎463-2605
新型コロナウイルス感染症対策に関する税制上の措置	制度・対象についてはお問い合わせください。	課税課 市民税係 ☎463-2852～3 固定資産税係 ☎463-2875 庶務係 ☎463-2851
所得税の確定申告(朝霞税務署)	期限内に申告等が困難な方	朝霞税務署 ☎467-2211

## ○その他

生活困窮に関する相談	離職や休業等で生活にお困りの方	福祉相談課 ☎423-5082
生活保護に関する相談	失業等で生計の見通しが立たない方	生活援護課 ☎463-1562・1576
障害年金受給者の障害状態確認届の届出期間の延長	障害年金を継続して受給するため、届出が必要な方	保険年金課 ☎463-0284
★自転車等駐車場使用料の還付(学生の定期利用者)	通学先の学校が休業となった学生で、還付を希望される方	まちづくり推進課 ☎463-1514
消費生活相談	悪質商法等について電話・対面相談をしたい方	地域づくり支援課 ☎463-1111 内線2256
外国人相談窓口	新型コロナウイルスでお困りで、日本語に自信がない外国人の方	埼玉県外国人向け新型コロナウイルス相談ホットライン ☎711-3025